

令和3年6月21日（月曜日）

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会

議会会議室

出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、
西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、
妻鹿幸二、谷川真由美、大西陽介、伊藤大典

欠席議員

三木和成

開会

10時17分

財政局、総務局、建設局

10時17分

報告事項説明

・姫路市基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務プロポーザルに関連する業務に関すること

質問

10時23分

（質問）

3者JVの中に市内業者は入っているのか。

（答弁）

1者は市内業者または準市内業者という参加資格にしてあった。

（質問）

1つのJVしか応募がなかったのか。

（答弁）

そうだ。

（質問）

応募したJVの中に市内業者はいなかったのか。

（答弁）

そうだ。

（質問）

市内業者か準市内業者を入れることを参加資格としていたとの説明であったが、該当する市内業者は本市に何者あるのか。

（答弁）

参加可能と想定していた登録業種で登録している業者は1者である。

（質問）

本市で1者か。

（答弁）

そうだ。

（質問）

準市内業者はどうか。

（答弁）

10者である。

（質問）

大型の建築工事を行う場合にJV方法を採用するが、3者でなければいけないというわけではないと思う。この方式は、市内業者をどうしても使ってほしいという地元優先スタイルである。その場合、地元業者が2者入って、残りに大手ゼネコンが入るケースが多いと思う。市内業者が1者しかいないような特殊性から言えば3者JVとする理由があったのか。

（答弁）

事業規模から3者とした。

（質問）

3者JVとするのであれば、対象となる市内業者がたくさんいることが前提になると思う。今回の場合、市内業者が1者しかいないという状況で3者とする必要があったのか。2者のときに受注していた業者も相当大きい会社だ。そのため、1者でも十分対応できる規模である。

仕事を分担して発注したほうがよいという考えも分かるが、2者でもよかったと思う。なぜ3者にする必要があったのか。

（答弁）

3年間の業務であるため、できる限り契約の相手方を確保したいという思いがあり3者とした。

（質問）

2者では好ましくないという理由があったのか。

（答弁）

同じ答弁となるが、業務規模から契約の相手方を確保するために3者とした。

（質問）

3者にこだわる理由が分からない。松岡議員の関与はどうか。

（答弁）

前回の委員会で提出した要望記録のとおり、要

望はあった。

(質問)

一連の流れから言えば、松岡議員は執拗に自分の推薦する業者が受注できるように要望したが、受注できなかつたため、3者J Vの形にして受注できるようにしたのではないのか。要望書にある業者は準市内業者か。

(答弁)

そうだ。

(質問)

その準市内業者が受注できるように3者J Vにして、松岡議員の要望を実現させたのではないのか。松岡議員の関与があったと断言できないが、このような推測は間違っているか。

(答弁)

今までのデータの不備は、修正の繰り返しであったことが原因であると考えているため、新しくするために一括発注することにしたが、規模的に3者が適当と判断した。

また、共同企業体の場合、市内業者、準市内業者を優先するという考え方もあるため、1者は実績がなくても地域要件として設定したいという理由から3者J Vという形にした。

(質問)

その市内業者1者は、どれぐらいの規模か。

(答弁)

市内業者であるため、それほど大きくない。

(質問)

この事業に入るほどの規模であるのか。

(答弁)

全体として1者でできるような規模ではない。

(質問)

1者では対応できないが、共同企業体3者になれば対応できるということか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

この決裁は誰が行ったのか。また、このときの財政局長はあなたか。

(答弁)

今回の業務については私である。

(質問)

その前は違うのか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

この業務を執行するに当たって最終決裁権者は誰か。

(答弁)

市長である。

(質問)

この仕組みをつくる際の決裁権者は誰か。

(答弁)

業務委託の審査委員会で審査を行っているため、その後となると市長決裁となる。

(質問)

この方針決定に関して、副市長から具体的な指示や関与があったのか。

(答弁)

直接的な指示はないが、両副市長は、業務委託の審査委員会の委員となっているため、そこでの審議には参加している。

(質問)

J V関係について松岡議員から直接の関わりはあったのか。

(答弁)

話をしたこともないし、要望を受けたこともない。

(質問)

この3者は以前からお互いに面識があったのか。

(答弁)

業者間のことは分からない。

(質問)

前回の委員会で提供を受けた2019年6月6日姫路市基本地形図における松岡議員との話の資料では、プロポーザルの技術提案の締切りを執拗に聞いている。当局とこのようなやり取りがあるのに、松岡議員の関与はないという認識か。

(答弁)

今回の参加資格を設定するに当たり、具体的な要望や疑義がないという意味での関与がないということである。

(質問)

今までの基本地形図の修正業務を請け負ってきた業者は、問題点を修正してこなかったためプロポーザルには手を挙げてもらいたくないなどと松岡議員は発言しているが、これについてはどのように捉えているのか。

(答弁)

データ自体に不備があったことは事実であるが、庁内利用においては特に問題がなかったため、松岡議員の申出は正確ではないと受け止めていた。そのことから今までの受注業者を外すということは考えていない。

(質問)

松岡議員は大問題であると指摘しているが、実際使用するに当たっては、大して支障はなかったということか。そのことは松岡議員に説明したのか。

(答弁)

委員質問のプロポーザルは令和元年の話であり、3者JVは令和2年度に発注したプロポーザルである。また、業務において問題がないことは松岡議員に説明している。

(質問)

松岡議員からは、今までの受注業者がいかげんであるため自分が推薦する業者を入れるよう働きかけがなかったのか。

(答弁)

令和元年6月6日と同年7月5日に要望はあったが、それ以外で個別要望はなかった。

(質問)

一般的な要望であって、威圧的であったというわけではないのか。

(答弁)

特に威圧的ではなかった。

(質問)

地形図データが修正できていないことによって道路台帳に差異が生じるなどの影響はなかったのか。

(答弁)

道路については、道路部で地形測量も行う。道路以外の箇所について、基本地形図データを活用して全体像が分かる図面を作成しているだけであるため、道路台帳業務に影響があったことはない。

質問終了

10時42分

財政局、総務局、建設局終了

10時42分

財政局

10時43分

報告事項説明

・3地区における工事等に係る相手方選定に関する事

質問

10時50分

(質問)

先ほどの報告によれば、特定業者に受注等が大きく偏っていることは明らかである。この3地区で土木工事、建築工事及び管工事の登録業者は何社あるのか。

(答弁)

令和3年度の状況となるが、土木工事では、白浜地区で14者、八木地区で6者、糸引校区は12者である。建築工事については、白浜地区で7者、八木地区で5者、糸引地区で5者である。管工事は、白浜地区で4者、八木地区で2者、糸引地区で4者である。

(質問)

登録業者は結構ある。特定業者に発注を固めてしまうとほかの業者が実績を積むことができないし、声もかからないため、実績の差が大きくなるのは当然だ。

また、公園のフェンス事案で建設局長が明らかにしたが、本来競争入札となる1つの工事を分割発注しているような案件も結構あると思われる。

しかしながら、1つ1つ分析することは、原局の課長決裁で処理しているものもあり、財政局で見極めることは困難であると思う。本日の資料を作成した財政局としては私の指摘や建設局長が認め

た分割発注についてどう考えているのか。

(答弁)

分割発注については、当該資料の調査対象期間が3年にわたり、年度が異なる工事もあるが、一括で発注すべきと思われるものもある。ただし、詳細が分からないため意図的に分割発注しているか現状では判断できない。

見積り合わせについては担当課によってかなり偏りがある。軽工事は、契約手続を省略できるため事務負担が軽減できることや技術力や信用性のある業者を選定できるメリットはあるが、結果だけを見ると、やはり課によって偏りがある。

登録業者は限定されているわけではないため、課によって見積り業者の選定だけでなく、3年間にわたってその状況が継続しているため偏りがあると分析している。

(意見)

6月18日開催の委員会で明らかになったが、松岡議員は自分の選挙への協力具合によって露骨に業者選定に関して介入している。また、先ほどの基本地形図データでもあったように特定業者を強く推薦したりしている。

また、私の調査によると、頻繁に選定されている業者が松岡議員の選挙事務を請け負ったり、選挙資金をカンパしたりしている。

そのような実態から考えると、この資料にある随契については、松岡議員の影響が色濃く反映されていると思う。資料を見るとおかしいと思うが、随契について問題がないのか、選定業者に偏りがないのか、分割発注はないのか、ほかに異質なことがないのかなど、さらに詳細な調査を行うのは当局では無理だと思う。また、我々にも限界があるため、議会の提案による監査請求を行うことが一番望ましいと思うがどうか。

(委員長)

本日の審査終了後に語りたい。

(質問)

競争見積りは、契約規則で2者以上と規定されているが、見積書の徴収が2者であったり3者であった

りしているのは何か根拠があるのか。

(答弁)

担当課で決定しており、未調査であるため基準は分からない。

(質問)

軽工事について130万を超えている案件があるが、この件について指導や指摘をすることはないのか。例えば、資料の11ページにある前浜川改修(その1)工事について、1者だけ1,838,950円の見積りを提出しているし、15ページにある兼田浄水場汚泥脱水機ろ布取替工事では、1,990,000円の見積りを提出している業者もある。

(答弁)

相手方が提出してきた見積額であるため、その理由は分からない。

(質問)

浜手緑地・白浜地区の公園整備に関することになるが、松岡議員は「地域協力度を加点することはできないか。財政に聞く。契約課に。」と発言している。財政課や契約課に対して、契約に関して問合せや働きかけはなかったのか。

(答弁)

特にそのような問合せや働きかけはなかったと認識している。

質問終了

11時04分

財政局終了

11時04分

総務局、産業局

11時05分

報告事項説明

・中央卸売市場場長と松岡廣幸議員との出張に関する事

質問

11時05分

総務局、産業局

11時15分

(意見)

本事案は、産業局長や場長が中心となって相当努力している中、松岡議員が地元の窓口と言いながら、どれだけ無理難題を押しつけているかの一端を示すものと考えている。

松岡議員への説明内容は、本来市議会議員が窓

口になるものではなく、自治会が窓口となり調整すべきものだ。このようなことをしていると説明のための説明を繰り返して行うことになり、幾ら時間があっても足りない。

また、自分が仲介役となるのであれば、きちんと時間を取るべきところであるが、どれだけ忙しいのか分からないが、公用車に場長を無理やり乗せて説明を受けるようなことをしている。

場長が進んで乗車したわけでないことは明白であり、松岡議員がこのような不適切なことをある意味強要していることは、今回の中央卸売市場に関連するいろいろな問題の現れの一つであると思う。

松岡議員の交渉術かもしれないが、ちょっと説明を聞くだけでも時間がかからせたりしている。

場長は被害者であったと理解しており、やむを得ず公用車に乗ってしまったかもしれないが、断るべきであったと思うし、帰庁時は、当時の内海副市長と一緒に公用車で戻るべきであったと思う。

本事案は、私が問題提起したものであるが、場長の責任追及や処分を求めるものではない。松岡議員の特異な行動を示す一端として知っておくべきであるという意味で問題提起しただけのものであり、目的は達せたと考えている。

(質問)

なぜ公用車に同乗してまで説明する必要があったのか。

(答弁)

平成31年度の実施設計に向けた補助採択が控えており、補助採択の見極めのため、2月22日に農林水産省、その前に2月20日に近畿農政局と県がそれぞれ視察とヒアリングを行う予定であった。その中で、交通量推計についての地元説明資料の完成と地元説明会の日程調整等が必要であったため、このような行動を取った。

(要望)

議会との関係がスムーズであることはよいことかもしれないが、議会と執行部は、本来対立しても仕方がないものである。過度になれ合いの関係

を築こうとする体質があるのであれば、そこは直してほしいことを強く要望したい。

(質問)

資料に「本事案を含め業務に関して松岡議員から威圧的な言動や不当な要求があった事実は確認できなかった。」とあるが、補助採択がされるかどうかの重要な時期に、松岡議員の機嫌を損ねると市場移転が前に進まないことをおそれて、要求をのんできたのではないのか。東ルートの資料でも「産業局を中心に市場移転に関する事業を進めなければならないという全庁的な動きや異様な雰囲気関係職員を縛っていたことは事実である。」とある。この表現は変えるべきと思うがどうか。

(答弁)

中央卸売市場の関係職員への聞き取り結果からこのような表現とした。

(質問)

表面的な捉え方だと思う。総務局も本質を見ないと職員から信用されないと思う。本質で捉えた表現にしてほしいと思うがどうか。

(答弁)

本質であるとか組織的な問題であるなどは、今後検証が必要であると考えている。

(質問)

この表現であれば何も問題がないことになる。松岡議員は、市場移転という大きな事業を盾に取って、不当要求とも言えるような要求を重ねているが、何もなかったというのはおかしいと思う。威圧的な言動はなかったかもしれないが、こういうことをせざるを得ない状況がつくられている。その点を捉えておかないと意味がないと思う。

(答弁)

背景や根本的なところは、全体を見ながら検証していくことが必要であると考えている。

(要望)

なぜ職員が松岡議員の要求に応えざるを得なかったのか、背景や本質的なところをきちんと調査されたい。

(産業局長発言)

本日の議題外であるが、入札を中止した案件があり、一部松岡議員の関与があることが判明した。資料を取りまとめて提出するので所管事項に追加していただきたいと思う。

(質問)

もう少し詳しく説明されたい。

(答弁)

令和元年5月に実施した新市場の新築工事の実施設計において、入札を中止するという事案があり、その中で関与があった。

(意見)

入札公告を行っているのに、松岡議員の関与で中止となった件である。入札妨害であることが判明しており、不当要求行為だと思う。

(委員長)

産業局長から新たな報告があったが、次回以降の委員会でしっかりと資料を準備されたい。

質問終了

11時31分

総務局、産業局終了

11時31分

協議

11時31分

(委員長)

総務局長から出席の申出を受けているので、入室を許可したいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

[総務局長入室]

(総務局長発言)

次回以降の本委員会で、令和3年度で実施予定の工事等で未審査となっており、かつ、所管事項にかかっていない案件が10件程度あるため審査をお願いしたい。あわせて、軽工事についても5件ほど審査をお願いしたい。

(委員長)

次回以降、時間があれば審査したいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員)

議会が執行を止めているように聞こえるが、そうではない。本当に必要な案件は原課が一番分かっていると思う。そのような案件は積極的に申し出てほしい。

(委員)

執行を保留しているのは市長判断である。

(総務局長発言)

執行に関しては影響のないタイミングで、正副委員長とも協議を行い調整している。引き続き、十分注意しながら進めていきたい。

[総務局長退出]

(委員長)

本委員会も7回開催し、追加した所管事項もあるが、正副委員長としては、賑わい拠点施設用地契約候補者選定委員会委員に関する事、浜手緑地・白浜地区のからくり時計の設置に関する事、浜手緑地・白浜の公園西側の園路補修及び日陰棚の建替えに関する事などは一定の結論が出たと思う。そのため、本定例会の最終日に、本委員会の設置や各開催日の審査内容などの中間報告を行いたいと思うがどうか。

(委員)

中間報告を行うことは反対しないが、3地区における工事等に係る相手方選定に関する事は、委員会で全件個別に審査するとなれば莫大な量となるし、我々も専門家でない。監査請求を行うことは市長からも可能であるが、我々も特別委員会を設置しており、議選の監査委員もいることから議会から監査請求を行うべきであると思う。

また、教育委員会所管の相撲場の案件について、教育長から松岡議員の関与は不当要求行為であると思うので、その認定について事務手続を進めたいとの発言があったほか、浜手緑地・白浜地区の公園整備に関する事における入札妨害疑惑や先ほど産業局長から説明のあった新市場の新築工事

の実施設計における入札妨害疑惑など、不当要求行為に認定される可能性がある案件が3件ある。

不当要求行為が認定された場合、松岡議員を証人喚問して確認を取るため、当該案件について百条調査権が必要であると思う。そのため、本会議で議決が必要となるが、可能であれば本委員会に百条調査権を委任してもらいたいと思う。

私としては、中間報告を行うことに異議はないが、監査請求と百条権の委任も必要であると思うがどうか。

(委員長)

監査請求について、手続としてどのようなことを決定する必要があるのか。事務局。

(事務局)

地方自治法第98条第2項に基づいて、議会として意思決定となるが、他都市の事例などを確認すると決議案として議決されている。記載事項は、監査を求める事項、監査の結果報告期限及び理由の3点となるが、そのほかに議員提出議案となるため提出者や提案理由説明者をどうするのかを決めてもらう必要がある。

(委員長)

報告期限について、意見があれば発言されたい。

(委員)

どれぐらいで調査が終わるかが分からない。事務局どうか。

(事務局)

報告期限については、その期限内に必ず報告しなければならないという法的拘束力はない。目安的な期限と想定してもらえればよいと思う。

(委員)

我々とすれば9月議会で議論したいと思う。9月定例会の初日までとしてはどうか。

(委員長)

提出者はどうするか。

(委員)

本日出席の委員とすべきである。

(委員長)

報告期限は9月定例会の初日、決議案の提出者は

本日出席の委員として、提出理由説明者は私ではないか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

事務局に確認させる。事務局。

[事務局確認]

(委員長)

百条調査権を本委員に委任してもらおう提案についてはどうか。また、あわせて調査項目についても意見があれば発言されたい。

相撲場や浜手緑地公園整備における入札妨害疑惑はともかく、本日の産業局から報告のあった入札妨害疑惑については具体的な説明を受けていない。

(委員)

今日明日中に、口頭でなくきちんと資料を作成させて報告を求めるべきである。

(委員)

秘密会とする必要があるかもしれないが、以前提出のあった黒塗り資料の中身を確認したい。

(委員)

黒塗り資料の中身を確認するのであれば、前回の百条委員会のように百条調査権を委任してもらい、秘密会を開催して資料請求してはどうか。

(委員)

本委員会の所管事項と百条調査の対象となる調査事項は合致しておく必要があるという認識でいいのか。浜手緑地公園は、からくり時計などいろいろな案件も含むことになる。

(委員)

黒塗り部分を外した資料を確認するのであれば、浜手緑地・白浜地区の公園整備に関する事、白浜西山公園に関する事など1つ1つ百条調査の調査事項に上げる必要があるのか。

(委員長)

事務局どうか。

(事務局)

黒塗り部分を外した資料請求については、百条調査権を行使しても必ず執行部が資料提供するとは言えない。逆に言えば、百条調査権を行使せずとも、例えば秘密会を開催することを条件に申出を行えば、執行部が応じることも想定される。黒塗り部分を外すための前提として、百条調査権の行使が絶対必要ではない。

(委員)

今の時点で秘密会を条件に資料請求して提供ができないとなれば、第2弾として百条調査権を本委員会に委任して行使すればよいのか。

(事務局)

百条調査権を行使しても、職務上の秘密に関することについては長の許可が必要となるため、執行部との協議となる。前回の百条委員会で百条調査権を行使した資料請求においても、秘密会を条件とするのであれば、長も認めるというやり取りがあった。

(委員)

少なくとも秘密会を条件にしないと資料提供はされないと思う。

(委員長)

百条調査権の委任に関する調査項目についてはどうか。

(委員)

詰めるべき点もたくさんあることから、明日予算決算委員会終了後に再度委員会を開催して議論してはどうか。

(委員長)

明日6月22日に再度委員会の開催を求める意見があった。開催することとしたいがどうか。

(委員)

異議なし。

閉会

11時56分